

## 第1節 住環境と都市機能の整備

### 〔1〕住環境整備の推進

#### 【事業の概要】

高齢者や身体の不自由な人にとって、ふれあいと潤いのある日常生活を送ることは、当たり前であってもなかなか思うようにいかない場合があります。

そこで、公共施設や公営住宅では、全ての人に優しい施設を提供できるようにバリアフリー化を推進します。

#### 【実績及び評価】

令和5年8月31日現在、市営住宅に入居している365世帯のうち、65歳以上の高齢者が契約者となっている世帯は222世帯で、市営住宅全世帯の60.8%を占め、この割合は年々増加しています。

市営住宅のうち、当初からバリアフリー化された住宅は、昭和63年度に建築された東裏団地の2戸、平成8年度建築の城屋敷第3団地の24戸、平成14・16年度建築の宮本団地の24戸となっています。また、エレベーターが設置されている団地は、宮本団地のみで、東裏団地、城屋敷第3団地はエレベーターが設置されていないため、車椅子で利用できる住宅は、それら団地の1階の10戸及び宮本団地の住宅を合わせた34戸となっています。

また、バリアフリー化の工事として、平成13年度から17年度に本郷団地を始めとする中層階の団地の共用の階段に手すりを設置し、平成26年度から29年度には288戸の市営住宅の玄関、浴室、トイレなどに手すりを設置しました。なお、高齢者世帯に対しては、入居案内時に低層階を優先的に紹介しています。

#### 【今後の課題・方針】

##### ① 公営住宅の低層階の確保

高齢者や障がい者が低層階の住宅へ入居することができるよう、低層階の住戸の確保に努めます。

##### ② 高齢者持ち家のバリアフリー化の促進

高齢者が生涯住み慣れた家で、できるだけ自立して安全に暮らせるようにするため、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度や介護保険サービスの住宅改修を利用することによる持ち家のバリアフリー化を促進します。

## 〔2〕交通環境の整備

### 【事業の概要】

バス路線は、運転免許を持たない高齢者や交通弱者には、重要な移動手段です。本市では、市内を運行する主な路線（「市内循環線」・「三ツ木～高山線」・「藤岡～上平線」・「三波川線」・「神流線」）の充実を図り、利用しやすいバス路線を推進しています。子どもから高齢者まで幅広い年齢層が親しみやすい公共交通を目指して、愛称を「めぐるん」としています。

### 【実績及び評価】

「市内循環線」は10人乗り小型車両により、循環路線（右回り・左回り）の運行を行っています。細やかな路線設定と右回りと左回りを合わせて18便を毎日運行し、利便性の向上を図っています。「三ツ木～高山線」と「藤岡～上平線」は市内循環線同様、小型車両導入による運行経費の削減を図り、「三ツ木～高山線」は3往復6便、「藤岡～上平線」は5往復10便の運行をしています。「三波川線」は、三波川地区内を電話予約で運行するデマンド方式を採用しています。「神流線」は令和3年10月からの実証実験を経て、令和5年10月から本格運行へ移行し、月・水・金の隔日運行で8便の運行をしています。

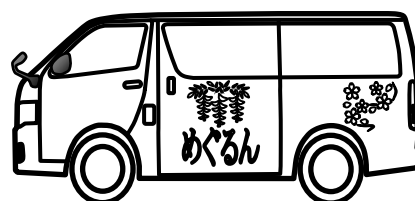
利用者のほとんどはバス路線周辺地域に住む高齢者で、令和4年度の延べ利用者数は、「市内循環線」が20,253人、「三ツ木～高山線」が3,544人、「藤岡～上平線」は4,551人、「三波川線」は350人、「神流線」は2,510人です。

本市では、高齢者の外出や利用を促進するためのバス回数券購入割引制度があり、この制度の利用者は令和4年度で延べ241人でした。

### 【今後の課題・方針】

バスや電車等の公共交通機関は、高齢者を始め子どもや身体が不自由な人などの交通弱者にとって日常的な移動を支える重要な交通手段であるとともに、高齢者等が積極的に社会参加を図り、充実した生活を送るための移動手段として重要な役割を担っているため、公共交通機関の維持、充実に努める必要があります。

これからの方針として、公共交通（路線バス）利用者への積極的な啓発、複数の市町村をつなぐ広域的な路線バスについては、関係市町村との連携を図り、市民サービスの向上のため利用者の要望や道路状況、所要時間などを十分に考慮した路線バスの運行を推進していきます。



### 〔3〕災害時における体制の強化

#### 【事業の概要】

近年、地震や豪雨、土砂崩れ等の大規模な自然災害が相次いで発生しています。災害時、高齢者は自力で避難することが困難であり、避難体制の強化が求められています。

災害時における避難支援が必要な高齢者や障がいのある方など要配慮者の安否確認や避難支援のため、避難行動要支援者名簿を作成し、警察や消防のほか、自主防災組織等への名簿の提供などの取組を進めています。

また、令和3年に災害時における仮設住宅用地及び備蓄拠点を確保するため防災公園を整備しました。

#### 【実績及び評価】

災害時における地域での支え合いを支援するため、自主防災組織が行う活動に対し補助を行っています。

避難行動要支援者名簿掲載への同意者は2,312名となっています。(令和5年4月1日現在)。

#### 【今後の課題・方針】

避難行動要支援者名簿の制度理解や活用方法の周知を図ると共に、実情に見合った避難行動が行えるよう、個別避難計画の作成を推進します。

### 〔4〕消費者被害防止対策の強化

#### 【事業の概要】

近年の高度情報化や規制緩和等により、商品やサービスの選択幅が広がり、欲しい商品やサービスを手軽に手に入れられるようになった一方で、消費者の生命・身体に関わる製品事故、食の安全と信頼に関する問題、高齢者を狙った悪質商法など、消費者の安全を脅かす問題が後を絶ちません。

高齢者を狙った通信販売、電話勧誘販売、訪問販売等の消費者被害の予防について啓発を行っていますが、消費者被害の手口も年々巧妙化しているため、家族や身近な関係者が日頃から連携し、高齢者等の様子を気にかけるなど、地域での見守り活動を通じて、消費者被害等の未然防止、拡大防止を図ることが重要となっています。

**【実績及び評価】**

詐欺まがいの悪質な商法による被害が増えている中、被害にあったと気づいてもどうしたらよいか分からず泣き寝入りしてしまうことがないように、問題解決への手助けを目的に、消費生活センターを設置し、専門員による相談体制の充実に努めています。

また、令和元年度から65歳以上の高齢者世帯を対象にした「家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金」を創設し、振り込め詐欺の予防、抑止に努めています。

消費生活センターにおける苦情・問合せ等の状況 (単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
59歳以下	170	176	203
60歳以上	156	155	173
その他・不明	24	25	42
総数	350	356	418
60歳以上の割合	44.57%	43.54%	41.39%

**【今後の課題・方針】**

高齢者自身が消費者被害から身を守るために、多様なトラブルにも対応した、高齢者向けの情報提供・注意喚起の取り組みを強化していくことが重要です。

高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止のため、普段から地域の見守り活動を行う福祉、警察等各関係機関と連携して、被害の未然防止、拡大防止に努めます。

また、悪質商法の手口等についての出前講座を開催するなどし、引き続き、消費者被害の未然防止等の啓発に努めます。

## 第2節 地域のつながりの強化

### 〔1〕地域コミュニティの活性化

#### 【事業の概要】

近年、地域コミュニティのつながりが希薄になり、地域で解決できていた問題への対応が困難となっている事案が見受けられます。

地域の見守りや支え合いを復活させるためにも地域のコミュニティを強化し、地域の人々のつながりを維持していくことが必要です。

市民の自主的なまちづくりの活動を支援し、地域に残る歴史や文化を保存し伝えていくことで、地域への愛情を育み、地域住民同士の絆を深めていきます。

#### 【実績及び評価】

住民と行政による協働の地域づくりを加速させ、地域コミュニティを維持強化していくために、各地域に8館ある公民館を令和5年度から地域づくりセンターに移行し、地域づくりセンターが置かれる地区ごとに地域づくり協議会を設立しました。今後はこの地域づくり協議会を中心として、地域に必要な事業を主体的に計画・実施していきます。

また、令和2年4月から「地域コミュニティ活性化事業補助金」を創設し、個性豊かで魅力ある地域コミュニティづくりを目指す市民の活動を積極的に支援しています。令和3年4月からは、当該補助金のメニューに「地域の生活環境の改善が見込まれる事業」を追加し、行政区を中心とした各地域がそれぞれの判断において自主的に行うまちづくり活動の支援を行っています。

#### 【今後の課題・方針】

ライフスタイルの多様化や家族形態の変化から、人と人とのつながりが希薄になり、町内会などの地域における活動への参加に衰退が見られると同時に、行政サービスに対する市民のニーズは多様化しています。より市民の要望に細やかに対応できるようにするためにも、これまで以上に市民と行政が地域の情報を共有しながら双方の良好な信頼関係のもと市民参加による行政運営を進めていく必要があります。市民の自主的な活動の活性化と、市民と行政との協働によるまちづくりがこれまで以上に求められています。

住民一人ひとりが強い絆に結ばれ、優しさを実感しながら暮らせる藤岡市を目指し、地域の想いと主体性を尊重しながら市民とパートナーシップを組み、地域の団体をつなげていくことで地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。

## 〔2〕世代間交流の活性化

### 【事業の概要】

少子高齢化、核家族化の進行により、多世代での同居は急激に減少しています。かつては家庭内でそれぞれが役割を持ち、支え合うことで生活をしていましたが、家庭内の人間関係が希薄化し、生活の個人化、孤独化が進んでいます。

家庭内で若い世代と高齢者が触れ合う機会が少なくなっている中、地域のイベント・行事を通して世代を超えた交流を促進し、高齢者の生きがいをづくり、閉じこもり予防、地域住民相互の助け合いの輪を広げることを推進します。

### 【実績及び評価】

地域づくりセンター（旧公民館）では、地域のイベント・軽スポーツを中心とした大会の開催、また、地域によっては伝統的な行事を復活させるなど、高齢者と子どもたちの交流を図る事業を展開しています。

小学校や公園でのスポーツ大会（体育祭）やグラウンドゴルフ等の軽スポーツ、藤のツルリース作り等の子ども祭りの開催、また、伝統行事である十三夜や納涼祭、どんど焼き等の事業を実施しました。

これらの事業は高齢者の豊富な経験や知識を子どもたちに提供する場となり、生きがいをづくりや社会的孤立を防ぐことの一助となっています。

### 【今後の課題・方針】

三世代交流事業は、身近な地域づくりセンター（旧公民館）や学校等の施設で行っていますが、より多くの高齢者が参加するためには、交通手段の支援を含めた地域ぐるみの協力が必要です。

また、伝統行事を引き続き実施していくためには、知識や技術を継承し次代の担い手として活躍できる指導者の育成を行うとともに、地域づくりセンター、学校、地域住民が連携し、世代間交流事業を推進していく必要があります。

### 〔3〕 地域に残る歴史・文化の継承

#### 【事業の概要】

地域に残るお囃子・太々神楽・獅子舞などの郷土伝統芸能（無形文化財）の保存継承を行うには地域での後継者の育成が重要課題となっています。また、世界文化遺産『富岡製糸場と絹産業遺産群』をきっかけとして、地域で行われてきた養蚕・絹文化を次世代に継承することも地域文化の独自性を保つためには大切なことです。こうした保存継承のために高齢者の地域コミュニティ、学校への参加や親から子へ子から孫への文化継承サイクルを促し、伝えることの喜び、生きがいを通じて活力ある地域づくりを創出します。

#### 【実績及び評価】

市内に伝わる郷土芸能の保存と後継者育成を目的に、平成10年度から郷土芸能鑑賞会をみかぼみらい館で開催し、演奏や演舞を通じて、出演団体間の交流や郷土の伝統芸能の理解を深めてきました。補助制度を設けて、郷土芸能の維持を促しています。また、世界文化遺産『富岡製糸場と絹産業遺産群』の価値、高山社の業績などを「高山社学」を通じて教育の場で伝えることで、絹文化の継承を図っています。かつて養蚕を行っていた高齢者が学校や地域へ出向き、座繰り体験や講演、解説などを行い、子どもたちに当時の養蚕のある暮らしや養蚕に関わる行事などを話し伝えることで、伝える喜びや生きがいを創出しています。

#### 【今後の課題・方針】

郷土芸能は、地域文化や祭礼の一貫として継承されていくことが重要であり、その形骸化によって、それぞれの地域の特色が失われることが懸念されます。少子化や地域の年齢構成員の高齢化による後継者不足や指導者減少などで、維持継続が困難になっている団体もあります。そのため本市では、「藤岡市郷土芸能研究保存会補助金」及び「藤岡市地域コミュニティ活性化事業補助金」などで、活動や記録保存、面や衣装等の用具修繕の補助制度を設け、後世に郷土芸能を保存継承できるように地域と連携をとりながら支援しています。

養蚕・絹文化の継承では、地域の高齢者の持つ経験を生かし、養蚕や当時の暮らしを子どもたちへ伝えることの大切さを啓発し、学校等の地域学習へ参加を促すことで、人的交流を図る中で活力ある地域づくりにつなげていきます。